

届出を行うに当たっての注意事項

届出書の記入上の留意事項

- 1 届出日は、空欄で持参し、届出時に書き込んでください。
- 2 電話番号は届出される事業の窓口になる番号を記入してください。
- 3 事業の範囲は、取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を記入してください。
- 4 取り扱う有害使用済機器の品目には、実際に取り扱う予定のある品目について、別表にある名称を使用してください。

取り扱う有害使用済機器の品目が多数にわたる場合、代表的な機器と廃棄物処理法施行令の該当条項を記載してください。

例) ○○、○○、○○ 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第○号～第○号)
- 5 事業場の所在地について、複数ある場合は、事業場ごとに電話番号、面積(事業場全体の面積)を記載してください。

添付書類作成にあたっての留意事項

- 1 事業計画の概要を記載した書類(様式第十七号の2の1)
 - (1) 有害使用済機器の種類は、届出書同様、原則、別表の名称を使用してください。
 - (2) 処理量について、保管、処分又は再生と区別して記入してください。
 - (3) 予定排出事業場には、予定排出元(複数ある場合は、代表的な排出元。一般家庭から広域に収集している場合は、「○○市内(一般家庭)」等収集する地域と排出元)を記入してください。
 - (4) 処理の区分について、「処分又は再生」の場合は、手解体、破砕等その方法についても記入してください。
 - (5) 予定処分先等の名称及び所在地について、搬出予定先(売却している場合は売却先。処分又は再生を行い、それに伴い廃棄物が発生する場合はその処分先等)を記入してください。

※現に有害使用済機器の保管等を業として行われている場合は、(3)及び(5)について、実際の取引先を記入してください。
- 2 事業場に関する書類
 - (1) 事業場の全体の平面図を添付し、次の事項を記載してください。
 - ・保管場所(有害使用済機器、それ以外の機器、処理後物、処理後の廃棄物などの保管場所をそれぞれ記載)、処理施設、建物、並びに事業場の囲い及び門扉の位置
 - ・事業場を不透水性の材料による底面を被覆している場合(コンクリート舗装等)は、その材料及び範囲
 - ・排水溝、油水分離槽を設置している場合は、それらの位置及び放流口の位置
 - ・保管場所1カ所当たりの単位面積
 - ・保管場所が複数あり隣接している場合は、隣接する保管場所までの距離(隣接する保管場所と仕切りが設けられている場合は仕切りの材料及びその高さ)
 - ・事業場の大きさが把握できるよう主要寸法を記載するとともに、囲いについては、構造並びに高さを四方面について記載してください。

(2) 事業場の付近の見取図についても添付してください。

3 事業の用に供する施設等に関する書類

(1) 施設の種類ごとに施設の概要（様式第十七号の2の2）を作成してください。

(2) 保管場所、処理施設、囲い、油水分離槽、仕切り等設備の構造を明らかにする平面図等を添付してください。また、保管高さや処理施設の処理能力の設計計算書についても、添付してください。

(3) 施設の見取図についても添付してください。

4 事業の用に供する土地等に関する書類

(1) 土地の登記事項証明書は、事業場すべてについて添付してください。

(2) 他法令により受ける規制の有無を確認し、規制を受ける場合は関係法令の許可証等の写しを添付してください。

5 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 廃棄物又は再生品の種類ごとに作成してください。

6 定款（又は寄附行為）及び法人の登記事項証明書又は住民票の写し

定款（又は寄附行為）については、申請者により余白に原本であることの証明をし、代表者印を捺印してください（「この定款は、原本と相違ないことを証明します。」と「日付」、「住所」、「社名」、「代表者名」を記載し、捺印してください）。

また、法人の登記事項証明書は履歴事項全部事項証明書としてください。

7 有害使用済機器の保管及び処分又は再生に係る基準への対応方法を記載した書類を添付してください

その他

1 電子申請及び郵送での受付はしておりません。申請は、所管の東三河総局又は県民事務所で行ってください（問合せ先参照）。

2 届出書及び添付書類は2部（正本、控え）提出してください。

3 法人の登記事項証明書、住民票の写しについては、2部のうち、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。

なお、原本照合を届出先で行えば、正本の添付省略も可能です。
証明書は、発行から3か月以内のものを添付してください。

○有害使用済機器に関する問い合わせ先

窓口	所在地（電話）	所管市町村
東三河総局 県民環境部環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 (0532-54-5111(代表))	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (0536-23-2117(直通))	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (052-961-7211(代表))	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 (0567-24-2111(代表))	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 (0569-21-8111(代表))	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 (0564-23-1211(代表))	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 (0565-32-7494(直通))	みよし市

*名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市内にある事業場については、別途各市の廃棄物担当課へご相談ください。

号	機器
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの【電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。】 ロ ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具